（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02400

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02427

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02504

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21}＝0.04978

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22}＝0.05006

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{21}＝0.02693

（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02401

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03115

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02347

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03134

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02431

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03141

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21}＝0.04983

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22}＝0.05014

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{21}＝0.02694